

令和4年3月31日

北千葉広域水道企業団
総務部財務経理室
電話 047-345-4011

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことから、当企業団は活性炭購入に係る契約に関与した9事業者に対し、令和4年3月30日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水ing株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
カルゴンカーボンジャパン株式会社
朝日汙過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額

計105,192,524円及び遅延損害金(各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員)

3 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価の平均(平成29年度～平成31(令和元)年度)にて得た額の差を損害額として算定した。

4 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

(参考)

命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html